



埼玉県報

第 420 号
令和 5 年(2023 年)
6 月 9 日
金曜日

目次

告示

- 県ホームページシステムのキャッシュサイト移設及びバージョンアップ対応等業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム戦略課)
- 基幹系業務システム構築支援業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム戦略課)
- 地籍調査の成果の認証(土地水政策課)
- 地籍調査の成果の認証(土地水政策課)
- 地籍調査の成果の認証(土地水政策課)
- 地籍調査の成果の認証(土地水政策課)
- 文書管理・財務会計・旅費システム運用業務に関する契約の相手方等の公示(総務事務センター)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除(水環境課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 見沼代用水土地改良区の役員退任届(さいたま農林振興センター)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 国道 254 号バイパスふじみ野地区土地区画整理組合の理事の住所の変更の届出(市街地整備課)
- IC 運転免許証作成用消耗品の購入(単価契約)に関する契約の相手方等の公示(会計課)
- 県道川越日高線の道路の占用を制限する区域の指定(川越県土整備事務所)
- 県道川越北環状線の道路の占用を制限する区域の指定(川越県土整備事務所)
- 一般国道 462 号の区域の変更(本庄県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)

正誤

令和5年(2023年)6月9日

- 埼玉県公営企業管理規程第1号中訂正（公営企業・総務課）
- 埼玉県公営企業管理規程第2号中訂正（公営企業・総務課）

告 示

埼玉県告示第六百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

県ホームページシステムのキャッシュサイト移設及びバージョンアップ対応等
業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課県民サービス・システム共同化担当 埼
玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年4月26日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

S Bテクノロジー株式会社 東京都新宿区新宿6丁目27番30号

5 契約金額

133,464,650円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第
1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第六百七十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
基幹系業務システム構築支援業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務システム最適化推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社三菱総合研究所 東京都千代田区永田町2-10-3
- 5 契約金額
118,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告示

埼玉県告示第六百七十八号

神川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

神川町	令和三年度地籍図九枚	阿久原十二地区（大字上阿久原の一部）	令和五年五月
調査を行った者の名称	調査を行った時期	地名	調査を行った年月日
		称	証

告 示

埼玉県告示第六百七十九号

本庄市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	認証年月日
本庄市	令和三年度	地籍図四枚 本庄一丁目二地区（本庄一丁目二十六日目の一部）	令和五年五月二十六日

告 示

埼玉県告示第六百八十号

川越市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

川越市	令和三年度	地籍図十九枚	古谷第一地区（大	調査を行った認	証
	令和四年度	地籍簿一冊	字古谷本郷下組、	調査を行った認	
			大字古谷本郷上	調査を行った認	
			組の各一部）	調査を行った認	
				区	年 月 日

告示

埼玉県告示第六百八十一号

飯能市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

飯能市	令和三年度	地籍図二十七枚	青木第二地区（大字青木の一部）	令和五年五月二十六日
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	調査を行った年月日	証

告示

埼玉県告示第六百八十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
文書管理・財務会計・旅費システム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
121,275,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

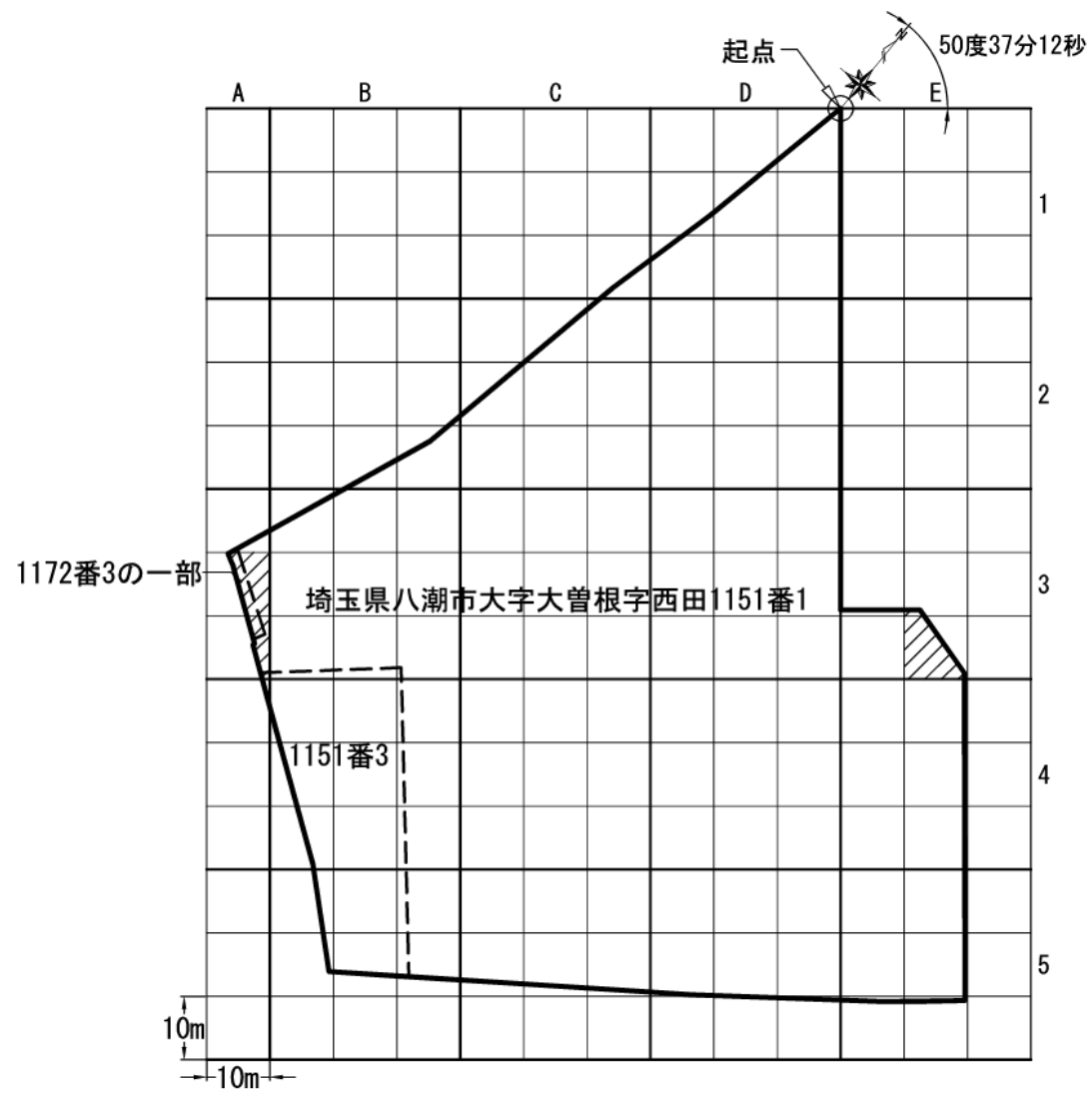
埼玉県告示第六百八十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年埼玉県告示第三百九十八号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県八潮市大字大曾根字西田千百五十一番一の一部、千百五十一番三の一部及び千百七十二番三の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



凡 例

- 地番境界
- 敷地
- ▨ 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画

【起点】
起点は、埼玉県八潮市大字大曾根字西田1151番1の最北端とする。

【格子の回転角度 50度37分12秒】

告示

埼玉県告示第六百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス川越野田店

埼玉県川越市野田町二丁目一番一 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年二月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百八十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七八・九六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一三・五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和五年五月三十一日

二 縦覧期間

令和五年六月九日から令和五年十月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年六月九日から令和五年十月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

プレスポ八潮

埼玉県八潮市大瀬一丁目一番三号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町八―八 外 計二十八者

（変更後）株式会社ゲオホールディングス 代表取締役社長執行役員 遠藤

結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町八―八 外 計二十八者

ハ 変更年月日

令和五年五月二十五日

ニ 届出年月日

令和五年五月十二日

二 縦覧期間

令和五年六月九日から令和五年十月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年六月九日から令和五年十月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

熊谷クレッセ

埼玉県熊谷市大字小島字下川原七百七十番地 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社アマダ 代表取締役社長 岡本満夫

神奈川県伊勢原市石田二百

（変更後）株式会社アマダ 代表取締役社長執行役員 山梨貴昭

神奈川県伊勢原市石田二百

ハ 変更年月日

令和五年四月一日

ニ 届出年月日

令和五年五月十二日

二 縦覧期間

令和五年六月九日から令和五年十月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年六月九日から令和五年十月九日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第六百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク戸田氷川町店

埼玉県戸田市氷川町二丁目一番七号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ベルク戸田氷川町店

埼玉県戸田市氷川町二丁目一番八号 外

（変更後）ベルク戸田氷川町店

埼玉県戸田市氷川町二丁目一番七号

ハ 変更年月日

令和三年三月二十二日

ニ 届出年月日

令和五年五月十九日

二 縦覧期間

令和五年六月九日から令和五年十月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年六月九日から令和五年十月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）三郷商業施設

埼玉県三郷市三郷一丁目三番一号

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

三菱地所株式会社 代表執行役 中島篤

東京都千代田区大手町一丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎

茨城県つくば市西大橋五百九十九―一 外 未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年五月三十一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千百三十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一二五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二七六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一六九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 七〇立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和五年五月三十一日

二 縦覧期間

令和五年六月九日から令和五年十月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年六月九日から令和五年十月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス久下店

埼玉県加須市久下二丁目二十番七 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年一月三十一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千二百九十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六八・四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一三・五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和五年五月三十日

二 縦覧期間

令和五年六月九日から令和五年十月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年六月九日から令和五年十月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、見沼代用水土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	石井直彦	埼玉県行田市西新町百番地九十二

告 示

埼玉県告示第六百九十一号

測量計画機関である埼玉県北本県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県北本県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点撤去移設）

三 作業地域

埼玉県北本市中丸一丁目地内

四 作業期間

令和五年四月一日から令和五年五月三十一日まで

告示

埼玉県告示第六百九十二号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所

二 作業種類

公共測量（河川管理）

三 作業地域

埼玉県児玉郡上里町

四 作業期間

令和五年六月一日から令和五年十二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第六百九十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により
国道二百五十四号バイパスふじみ野地区土地区画整理組合から住所を変更した理事
の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

理事の氏名及び変更後の住所

松 崎 均 福岡県宗像市曲八百四十二番地二十三

坂 上 哲 樹 東京都板橋区坂下一丁目五番十一〇四号

告 示

埼玉県告示第六百九十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

I C 運転免許証作成用消耗品の購入（単価契約） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年4月11日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号

5 契約金額

別表のとおり

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

別表

I C 運転免許証作成用消耗品

品 名	規 格	金額（税抜き）
I C 免許証作成用カード基体 優良用	300枚×3	422,000円
I C 免許証作成用カード基体 一般用	300枚×3	422,000円
I C 免許証作成用カード基体 新規用	300枚×3	422,000円
運転経歴証明書作成用カード基体	300枚×1	135,500円
インクリボン	2,000枚用×1	117,000円
裏面印字リボン	2,000枚用×1	16,000円

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年六月九日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月九日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 川越日高線 川越市大字小仙波字雑敷八九一番一地先から

同市大字小仙波字雑敷九三四番二地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年六月九日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年六月九日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月九日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 川越北環状線 川越市大字福田字川間一―三番一地先から

同市脇田新町一―番六地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年六月九日

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百六十二号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>新宿字行人塚七九番一地先まで</p>	<p>児玉郡神川町大字新宿字枇杷ヶ橋 一〇四番二地先から同郡同町大字</p>	<p>区 間</p>
<p>二六・二四 ） 一二・三五</p>	<p>一〇・四〇 ） 一〇・一六</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一一四・九五</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>道路改良工事による。</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和五年六月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 金 澤 圭 竹

一 許可番号

令和五年二月三日

指令川建セ第〇四〇一七〇号

二 検査済証番号

令和五年六月七日

川建セ第〇五〇〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字今宿字辻百三十三番二、百三十四番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県ふじみ野市亀久保千六百七十番地五十二 サンライトA―一〇一号

斉藤 友之

正 誤

埼玉県公営企業管理規程第一号（令和五年三月三十一日第四百号）中訂正

ページ 行

一 前から十三

誤

第六条第一項及び第二項

正

第六条、第六条の二第二項

正 誤

埼玉県公営企業管理規程第二号（令和五年三月三十一日第四百号）中訂正

ページ 行

一 前から九

誤

第二条の二第二項中

正

第二条の二第一項中

ページ 行

一 前から二十

誤

第二条第三項

正

第二条の二第三項

ページ 行

一 前から二十四

誤

「同条第六項」を「同条第七項」に

正

「第三条第六項」を「第三条第七項」に

ページ 行

三 前から三十

誤
7-X

正
七一〇七六